

大和市告示第215号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき、町の区域の設定及び変更並びに字の区域の廃止の案を、次のとおり告示する。

なお、住居表示に関する法律第5条の2第2項及び同法施行令（昭和42年政令第246号）の定めるところにより、この案に係る町又は字の区域に住所を有し、告示の日において本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、同案に異議があるときは、告示の日から30日を経過する日までに、50人以上の連署をもって、理由を附して同案に対する変更の請求をすることができる。

平成29年12月1日

大和市長 大木 哲

1 町の区域の設定

設定後の町名	左に包含される区域の字名	区域図
ちゅうおうりんかんななちょう め 中央林間七丁目	下鶴間字甲十号の一部 下鶴間字乙一号の一部	別紙のとおり。
ちゅうおうりんかんはちちょう め 中央林間八丁目	下鶴間字甲九号の一部 下鶴間字甲十号の一部	
ちゅうおうりんかんきゅうちょう め 中央林間九丁目	下鶴間字甲八号の一部 下鶴間字甲九号の一部 下鶴間字甲十号の一部	

2 町の区域の変更

変更後の町名	左に包含される区域の字名及び町名	区域図
中央林間六丁目	下鶴間字甲八号の一部 下鶴間字丁七号 下鶴間字丁八号	別紙のとおり。
中央林間八丁目	つきみ野五丁目の一部	

3 字の区域の廃止

設定及び変更する町の区域に包含される区域内に存在する字の区域は廃止する。

4 備考

町の境界は、道路のうち、おおむね東西に通ずるものについては原則として南側の側線を、南北に通ずるものについては原則として東側の側線をもって境界とする。